

東久留米市在宅要介護(障害)者の受入体制整備事業

- 1.目的 在宅で障害者を介護する家族等が、新型コロナウイルス感染症に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合などに、罹患した家族等が安心して療養に専念でき、介護を受ける方が安心して生活できるよう環境を整えるため、介護が必要な障害者が緊急一時的に利用できるサービス等の受入体制を整備します。
- 2.対象者 在宅で介護が必要な障害者(65歳以上の者を除く)で、介護者(家族等)が新型コロナウイルスに罹患したことにより治療・療養が必要となり、介護者が不在となるため特に支援を要する方で、PCR検査の結果が陰性となった方
- 3.事業内容 (1)訪問看護による電話での健康確認(当事業はPCR検査結果判明までの期間を含みます)
(2)訪問介護(ヘルパー)の派遣
(3)医療機関での一時受入
- 4.実施期間 令和3年1月4日から令和3年3月31日まで

